

令和6年8月総会議事録

1. 招集通知日 令和6年7月24日
2. 開催日時 令和6年8月26日(月) 午後1時30分から午後2時45分
3. 開催場所 もみじホール2階 会議室2
4. 出席委員 (農業委員13名)
会長 8番 高橋 正
会長職務代理 1番 岡部 公史
副会長 4番 古家 勝夫
2番 網野 和夫 3番 木田 好美、5番 佐藤 稔、
6番 守屋 光泰、7番 小俣 幸市、10番 奈良 壽弘、
11番 高橋 範朗、12番 小俣 億学、13番 石井 太郎、
14番 富澤 太郎

(推進委員11名)
上條 政教、小田 廣幸、大庭 正廣
中村 誠、大神田 眞、不動田 典、
原田 芳仁、小俣 和利、山下 雅一、上原 千歳、
白鳥 孝雄
5. 欠席委員 (農業委員1名)
9番 山崎 範夫
(推進委員3名)
細川 正一、平本 美好、高橋 純一
6. 議事日程 第1. 議長選出
第2. 議事録署名委員の指名
第3. 農地法に基づく許可案件の審議
第4. その他
7. 出席した農業委員会事務局職員
農業委員会担当リーダー 瀧森 哲也
農業委員会担当 臼井 藍

8. 会議の内容

事務局 お疲れ様です。それでは、ただ今より令和6年8月農業委員会総会を始めます。次第に沿って進めさせていただきます。では開会にあたり開会の挨拶を網野和夫副会長よりお願いいたします。

古家副会長 ただ今より8月の総会を始めます。それでは、皆様ご起立をお願いします。

全員

～互礼～ よろしく申し上げます。

事務局

開会宣言。本日の農業委員さんの出席数は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

続いて会長挨拶、高橋会長お願いいたします。

高橋会長

～挨拶～

事務局

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。

～議長選出～

議長

会議規則によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事進行がスムーズに進められますよう皆様方のご協力をお願いいたします。本日の議事録署名委員は、2番網野和夫委員と、11番高橋範朗委員をお願いいたします。

それでは議題に移ります。本日の案件は農業経営基盤強化法による利用権設定の申請が1件、農地法第3条の規定による許可申請が2件、農地法第5条の規定による許可申請が3件、非農地通知の発出が1件となっております。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

～議案説明～

議長

ありがとうございました。それでは、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の申請です。1件目は島田地区になります。担当の平

本さんが本日欠席のため、預かった調査報告を事務局が代読します。

事務局

8月20日に現地調査を行いましたので調査結果を報告します。立会人は申請人の■■■■、■■■■、農業委員会から古家副会長、島田地区の佐藤委員及び市の担当者で行ってきました。

場所は島田地区、■■■■の農地です。申請地の地番は■■■■の■■筆で計■■■㎡です。

今回使用权の設定を受ける■■■さんは市の■■■■として「キヌア」を主要産物として鶴島、■■■地区で農業を行っており、更に経営を拡大したい申請です。育てる作物はキヌア、大豆、ゴマ等とのことです。すでに■■■㎡以上耕作しており、耕作に必要な農機具も揃っておりますので問題ないと思われそうですが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

賛成多数で、この議案については可決されました。

次に、農地法第3条の規程による許可申請1件目は西原地区になります。担当の白鳥さん報告をお願いします。

説明委員

西原地区担当の白鳥です。8月21日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。立会いは申請人の■■■■さん、農業委員会から富澤委員、古家副会長、事務局から瀧森リーダー、臼井さんの6人で行ないました。全部で■■筆■■■㎡の申請です。場所は■■■■です。資料は5ページをご覧ください。申請地は大きく分けて3箇所あります。

1カ所目は■■■■から■■■■の農地です。すでにスイカやナスなど夏野菜を作っています。

2ヶ所目は■■■■場所に申請地■■■があります。譲受人■■■■さんの実家が農地の隣、■■■に

あります。また道沿いの蔵の裏に [] があり、更に南へ上がっていくと道路の右側に [] があります。

3ヶ所目は [] にあります。 []
[] です。そのまま []
[] 場所の道の右下に []
[] の [] 筆があります。10ページの写真をみてください。
小屋が建っているのですが、小屋の上側の農地が []、下側が []
です。そして道の左側に [] の [] 筆があります。

急斜面になっている農地は果樹などを植え、耕作できる農地では芋類を育てる計画です。

譲受人の [] さんは譲渡人とは [] 関係にあります。 []
[] に住んでいますがさきほど申し上げたとおり、実家が [] にあり、頻繁に [] を訪れております。 [] さんは上野原市内で農地を所有しており、そこですでにじゃがいも等の栽培を行っていて、今回の申請地も主に [] さんが耕作する予定です。そのため、耕作に必要な農機具も揃っておりますので、この申請はなんら問題無いと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第3条の規定による許可申請2件目も西原地区になります。担当の白鳥さん報告をお願いします。

説明委員 西原地区担当の白鳥です。8月21日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。立会いは申請人代理人の []、農業委員会から富澤委員、古家副会長、事務局から瀧森リーダー、臼井さんの6人で行ないました。

[] が申請地です。
[] さんの自宅を壊し、更地にした部分を畑として利用する予定です。譲渡人は [] に住んでおり、今後農地の活用の予定はありません。そのため [] さんに農地を譲りたい、という申請です。 [] さんはすで他の農地でも耕作を行っているため、必要

な農機具も揃っており、この申請はなんら問題無いと思われますが、ご審議のほどよろしく願います。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。富澤委員、譲受人[]さんの所有農地の面積大きいですがなにか補足ありますか。

補足委員 []さんは[]で従業員も多く、キノコの栽培も積極的に行っています。時間も自由がきくので、従業員の空いている時間に農地と一緒に耕作することもあります。お母さんも元気です。そのため耕作面積は広いですが、重機を所有している上労働力にも問題ありません。

議長 この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
次に、農地法第5条の規定による許可申請です。上野原地区になりますので担当の山下さん報告をお願いします。

説明委員 上野原地区担当の山下です。8月20日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。立会いは申請人の[]さん、農業委員会から副会長の古家さん、地区委員の高橋さん事務局から瀧森リーダーと臼井さんの6名で行なってきました。資料14ページをご覧ください。場所は[]が申請地です。
譲受人は[]です。全国に6ヶ所の拠点を持つ会社で他支店で行っている運送業をこれから上野原でも実施するために、トラックの駐車スペースとして申請地を利用したいとのことです。申請地の隣の家も取り壊し、合わせて[]㎡の駐車場スペースを確保する計画です。
譲渡人は遠方に住んでおり、今後この土地を利用する予定はないそうです。周辺も住宅が立ち並んでおり、問題無いと思いますのでご審議のほどよろしく願います。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご

質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第5条の規定による許可申請です。2件目も上野原地区になります。引き続き担当の山下さん報告をお願いします。

説明委員 上野原地区担当の山下です。8月20日に現地調査に行ってきたので調査結果を報告します。立会いは申請人の [REDACTED] 農業委員会から副会長の古家さん、地区委員の高橋さん事務局から瀧森リーダーと臼井さんの6名で行なってきました。
資料は16ページをご覧ください。場所は [REDACTED]
[REDACTED] が申請地です。
申請人は親子関係にあります。 [REDACTED] さんの土地に息子である [REDACTED] さんが新築を建てる計画です。現在すでに貸し家が建っているため始末書が添付されています。周辺も住宅が立ち並んでおり、問題無いと思いますのでご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第5条の規定による許可申請、3件目は西原地区になります。担当の白鳥さん報告をお願いします。

説明委員 西原地区担当の白鳥です。8月21日に現地調査に行ってきたので調査結果を報告します。立会いは申請人の代理人、 [REDACTED]、申請人の [REDACTED] さん、 [REDACTED] さん、農業委員会から副会長の古家さん、地区委員の冨澤さん事務局から瀧森リーダーと臼井さんの8名で行なってきました。

資料は 18 ページをご覧ください。場所は [] に申請地があります。

申請地は [] として昭和 58 年頃から乗馬場、及び関連施設として使用しています。そのため反省する旨の始末書が添付されています。

[] は来客のための駐車場および乗馬場の一部になっています。[] は乗馬に必要な道具などを保管する資材倉庫が建っています。[] には事務所が建っています。19 ページに写真があるのでご覧ください。隣接耕作者からの同意書もあり、問題無いと思いますのでご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。疑問に思ったんですけど申請事由が「牧場」になっています。牧場、というのは基本的に農地ですよね。18 ページの写真にあるように、駐車場や建物が建っているので申請事由「牧場」は間違えではないかと思います。

事務局 実際は駐車場や建物が建っているため、「牧場」という申請事由は間違えでした。

説明委員 今回現地調査を行って、かなり広い面積に大きな資材倉庫や建物など様々な用途で使用されています。そのため一筆一筆に対して申請事由を明確にしたほうがいいと思います。ただ、すべて農地の利用から離れていて先代から現状と同じような利用をされています。今回の申請人の岡部さんは長年違反していたことには反省していて、申請自体には問題ないと思います。

議長 富澤委員が言っていたようにたしかに実際には建物など建っていて農地という状況ではありませんでした。なにかほかに質問ありますか。

質問委員 始末書ということについているのですが申請地すべてについて始末書のつけるべき状況なのかどうか教えてください。
もう一点、「牧場」という申請事由で現状があいまいな部分があるため判断しかねる部分があるのかなと思ったのですがいかがですか。

質問委員 一言よろしいですか。ヒロ牧場は観光牧場という特性上、畜産業ではなく観光業なので今回の申請でいいのではと思います。

説明委員

今のヒロ牧場は観光業である、という意見には賛成です。その上で岡部さんからの指摘にあったので農地それぞれの用途について説明します。

■■■■■については2筆を一体利用として駐車場と乗馬場として利用しています。写真は19ページの一番上です。2筆とも全体的に完全に埋め固められています。

18ページの左下の部分の■■■■■は■■■■■㎡で面積すべてに建物が建っているわけではありませんが、かなり広範囲に車を取り入れて、資材置き場としても利用していることが現地調査で確認できました。写真は19ページの真ん中です。申請事由としては資材倉庫と駐車場ということになります。

最後の■■■■■、■■■■■㎡は建物2棟で面積すべて建物が建っている状況です。建物が牧場の来場者の休憩場所であるクラブハウスと事務所として利用しています。

議長

申請事由が「牧場」になっていましたがそれぞれの地番に対しての説明していただいたので理解できたと思います。これは1000㎡以上ですので、常設審議委員会にかけるとなります。会議の際には事務局の方できちんと整理するようお願いします。

説明委員

■■■■■の■■■■■㎡のうちの建物が何㎡なのかは自分は確認できていないので事務局の方で整理をお願いします。現地確認の際にはほぼほぼ建物になっていると思いましたが問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。そのほか、なにか質問ありますか。

質問委員

開発行為について、今回の申請地合計は■■■■■㎡ですが3000㎡を超える開発になるとこの辺の地域も開発行為に該当するのではないかと思いますので確認をお願いします。

事務局

そのことについては、県の建設事務所や本人ともやりとりをして該当しない、ということで確認済みです。

質問委員

建物が建っている場所は宅地にすると思うんですが、駐車場の部分の地目はなにになるんでしょうか？

事務局

こちらでは把握していません。

質問委員	全体が牧場でその中に関連の施設がありますが今回の申請地は飛び地でそれぞれ用途が異なる状態です。牧場として一体で許可出すことには違和感がありますがいかがですか。
事務局	実際に現地に行くと申請地含めて一体としてヒロ牧場として利用しているという状況です。今後は地図に一体利用地がわかりやすいように記載することにします。
説明委員	いろいろと議論がありましたが、農業委員としてこの場では申請されている農地として登記されている土地を農地として残すべきなのか、転用を許可するのかという観点が大事だと思います。この案件はすでに農地ではありません。過去 30 年に渡り、農地以外の用途で使用した旨の始末書が提出されており、今後も使い続けたいということです。申請事由が「牧場」ということで気になる部分が出てきてしまったということですが、先ほど私が述べたようにそれぞれの筆で駐車場、資材置き場などで整理をお願いします。今後、問題が出てくるかもしれませんが今回の農業委員会で審議することがではないと思います。今回は現況に合わせる申請に対して審議する、ということですのでよろしいでしょうか。
議長	ありがとうございます。たしかに今回の申請地はすでに農地ではなく現況に合わせる内容、ということです。このほかにこの案件について意見ありますか。時間をかけましたが、この案件についてはこれから県の常設審議委員会でも審査にかけます。そのときには事務局にももう少し整理をお願いします。それでは、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
審議	全員挙手
議長	賛成多数で、この議案については、可決されました。 最後に非農地通知の発出、1 件目は西原地区になります。担当の白鳥さん報告をお願いします。
説明委員	地区担当白鳥です。8 月 21 日に現地調査に行ってきたので調査結果を報告します。立会いは申請人の[]さん、農業委員会から富澤委員、古家副会長、事務局から瀧森リーダー、白井さんの 6 人で行ないました。

場所は[]が
あります。どの申請地も植林されている木が成木化しており、申請者[]さんの亡き親の代に植林されたようです。周囲を山林に囲まれており、申請地までの道は失われております。
今回の4筆はすべて農振農用地ではないため、非農地通知を出すことに問題はないと考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については可決されました。

続いて、次回総会日程について事務局をお願いします。

事務局 ○次回総会日程：令和6年9月25日(水)

議長 その他に何かありますか。
無いようですので、以上で本日の審議案件は終了し、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局 以上をもちまして8月の総会を終わらせていただきます。閉会の挨拶を古家勝夫副会長よりお願いします。

古家副会長 (古家勝夫副会長挨拶)

 ～互礼～ お疲れ様でした。
全員

以上は、この会議の内容を記録したものである。

令和6年月8月31日

会議書記 白井 藍

議事録署名委員と共に記名押印す。

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印

